

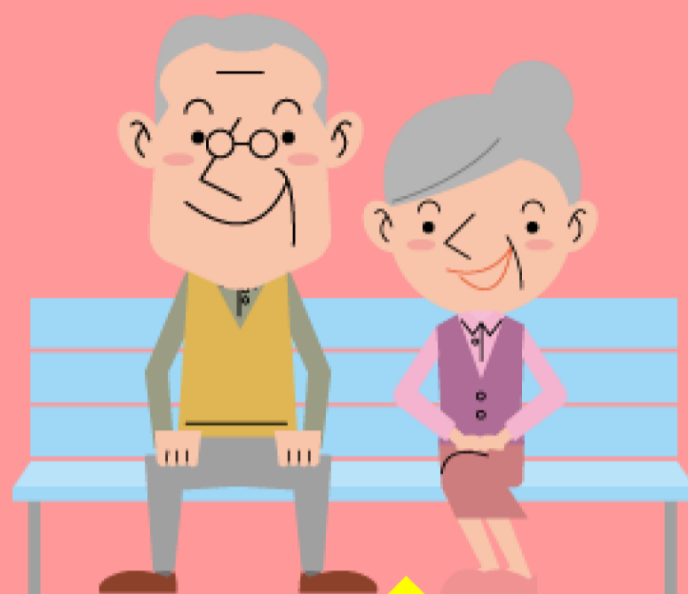
柏市高齢者インフルエンザ 予防接種のお知らせ

接種期間

令和2年10月 1日（木）～
令和3年 1月31日（日）

※千葉県内他市町村での接種は、
令和2年10月1日（木）～令和2年12月31日（日）

ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間から約5か月間とされています。より有効性を高めるために、12月中旬までに接種されることをお勧めします。



10月1日以前
の接種は対象に
なりません

対象者

接種時に柏市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- ① 接種時に満65歳以上の方
- ② 接種時に満60歳から64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（上記の機能に関する身体障害手帳の1級に相当する方）※身体障害者手帳の写し、または医師の診断書が必要。
※本人の意思が確認できない場合は、接種できません

費用

上記期間内で 1回 に限り、

自己負担 1,500 円

※生活保護受給者の方は、事前に生活支援課で「保護受給証明書」を受け取り、医療機関に提出した場合には、自己負担が免除されます。
非課税世帯の方の費用免除はありません。

※ 今年度から、市役所や出張所、近隣センターでの
予診票の交付はなくなりました

受け方

- ① 「令和2年度 柏市高齢者インフルエンザ予防接種について」のチラシ裏面の医療機関名簿に掲載されている医療機関で接種する場合、予診票は医療機関にあります。事前にお問い合わせの上、保険証を持参して受診してください。
- ② ①以外の医療機関については、事前に予防接種予診票の交付が必要となります。健康増進課へお問い合わせください。窓口来所又は、郵送にて予診票を発行します。

問い合わせ：柏市保健所健康増進課（電話：04-7128-8166）

詳細は、「令和2年度柏市高齢者インフルエンザの予防接種について」のチラシ
又は、柏市ホームページ「高齢者インフルエンザ予防接種」を参照ください。